

京都市くらしの手続きガイド バナー広告掲載 仕様書

「京都市くらしの手続きガイド」へのバナー広告掲載に係る仕様は下記のとおりとする。

広告媒体	ホームページの名称	京都市くらしの手続きガイド
	ホームページアドレス	https://ttzk.graffer.jp/city-kyoto
	ホームページの内容	利用者から簡単な質問に答えていただくことで、ライフイベント（引越し、出生、結婚、死亡、離婚等）に合わせて必要になる各種手続や持ち物を案内する。
	アクセス数	月間アクセス件数 約1,215件（令和4年度平均） （このデータは参考であり、毎月のアクセス件数を保証するものではありません。）
広告の規格	広告掲載位置	トップページの下部 （詳細な掲載位置については指定できません）
	広告データ	<ul style="list-style-type: none"> 縦300ピクセル、横600ピクセル（縦横比1:2） ファイル形式は、GIF、JPEG、JPG、PNG、SVG（ただし、いずれの形式もアニメ不可、透過型不可） 1バナーにつき3MB以内の画像ファイル
	枠数	8枠
	その他の仕様	<ul style="list-style-type: none"> ・バナーから広告主ホームページへは直リンク可能とします。 ・ALT属性は30文字以内で設定することができます。 ・点滅、切替りのほか、動きのあるバナーは使用しないでください。 ・文字色と背景色のコントラストは十分に取り、文字が読みやすくなるよう配慮してください。 ・解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるよう配慮してください。 ・「京都市ホームページ作成ガイドライン」（別紙2）に則り、ユーザビリティ（使いやすさ）アクセシビリティ（利用のしやすさに配慮してください。 ・広告枠に、次の文章を掲載します。 「※広告内容については、広告スポンサーにお問い合わせください。」
掲載条件	広告料金（税込み）	提案による。ただし、1箇月1枠あたり金20,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を下限とする。 （原則として、毎月1日から月末日までの1箇月を単位とし、1箇月に満たない場合も1箇月分の広告料をいただきます。）なお、年間契約締結者に関しては、年間金200,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を下限とする。
	広告掲載期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間中、任意の期間を指定できます。 ※ 上記期間中、原則として、各月の初日から1箇月を単位とする任意の期間を指定できます。 ※ 広告切替日が休日にあたる場合は、掲載日数が増減することがあります。 ※ 休日とは、土・日曜・祝日、年末年始等、京都市の閉庁日をいいます。
	広告原稿の入稿期限	広告掲載希望開始月の5開庁日前まで
	広告原稿の入稿方法	広告画像は広告掲載者側において作成し、完全データで入稿していただきます。

掲載基準	関係規定 (必ずお読みください)	以下の基準に準じる。 京都市広告事業実施要綱(別紙3) 京都市広告掲載基準(別紙4)
	広告媒体の目的、性質等に応じ定める個別の広告掲載基準	なし
その他	その他の留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告掲載に当たっては、関係規定、関係法令等を遵守してください。 ・ 広告掲載者とは、別途、広告掲載契約を締結します。 ・ 契約締結後、本市から広告料の請求を受けた日から30日以内に、本市が発行する納入通知書により広告料を一括納付してください。(分割不可) ・ 広告原稿の入稿までに、広告原稿案の事前審査を受けていただきます。(内容により、修正等をお願いする場合があります。)また、バナーのリンク先として表示されるページも審査対象とします。 ・ 申出により、掲載期間中のバナー広告の差し替えが可能です。(新しいデータをご用意ください。)ただし、原則として、差し替えは各月の初日においてのみ可能とします。 ・ メンテナンス等により、ホームページを閉鎖している期間も広告掲載期間に含めます。 ・ 契約期間中に広告掲載者側の都合により広告を掲載しない期間が発生した場合でも、期間中の広告掲載料は返還いたしません。 ・ 広告の内容等に関する責任は、広告取扱事業者が負うものとし、万一、紛争等があった場合には、広告取扱事業者の責任及び負担において解決してください。 ・ 広告掲載に当たっては、市内事業者との連携を通じて、地域経済の活性化に貢献するよう努めてください。 ・ 本仕様書に記載のない事項又は仕様書に疑義が生じた場合は、本市と協議のうえ決定することとします。
	お申込み・お問い合わせ先	京都市文化市民局地域自治推進室(担当:高橋、常國) 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 電話番号 075-222-3048 FAX 075-222-3042 Eメール smartkuyakusyo@city.kyoto.lg.jp